

健やか親子21協議会規約修正案

現行	修正案
(幹事会) 第7条 幹事会を組織する会員は、会長が指名する。 2 幹事会は、会長と協議の上、幹事が召集する。	(幹事会) 第7条 <u>幹事会は、会長が指名する会員及びその他会長が指名する者によって構成する。</u> 2 幹事会は、会長と協議の上、幹事が召集する。
(事務局) 第8条 協議会の事務局は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課に置く。	(事務局) 第8条 協議会の事務局は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課に置く。

(参考：現行の協議会規約)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kiyaku10.pdf>